

令和4年度における児童福祉司等の配置目標等について①

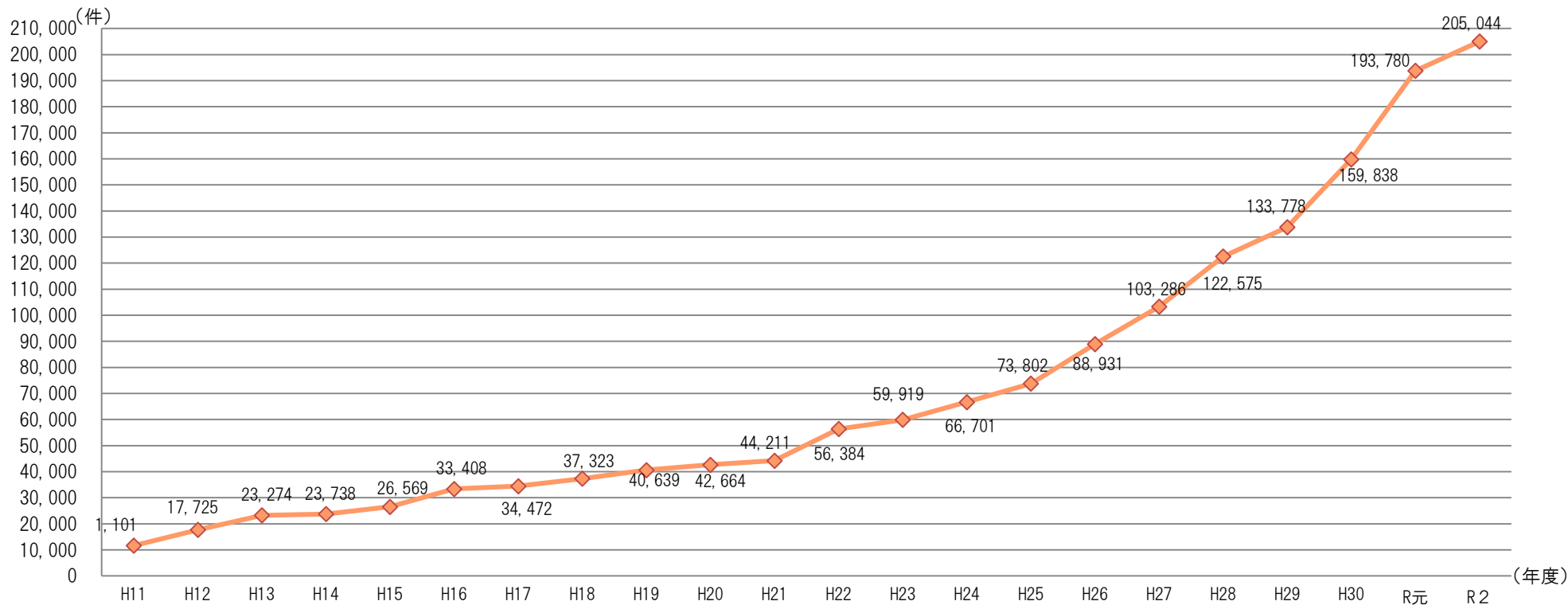
1. 現状

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、児童福祉司を令和4年度までに約5,260人の体制とすることを目標としていたところ、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加や自治体の増員状況等を踏まえ、新プランの目標について1年前倒しを行った。
- 一方で、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加を続けており、令和2年度には約20万件に到達。また、自治体ごとの児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数について、一部の自治体で改善（減少）が見られるものの特に都市部においては依然として高い傾向が見られる。

※児童福祉司1名当たりの児童虐待相談対応件数が平成29年度から令和2年度にかけて減少した自治体数：20自治体

※令和2年度児童福祉司1名当たりの児童虐待相談対応件数：全国45.0件/人、東京70.5件/人、大阪71.7件/人

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



令和4年度における児童福祉司等の配置目標等について②

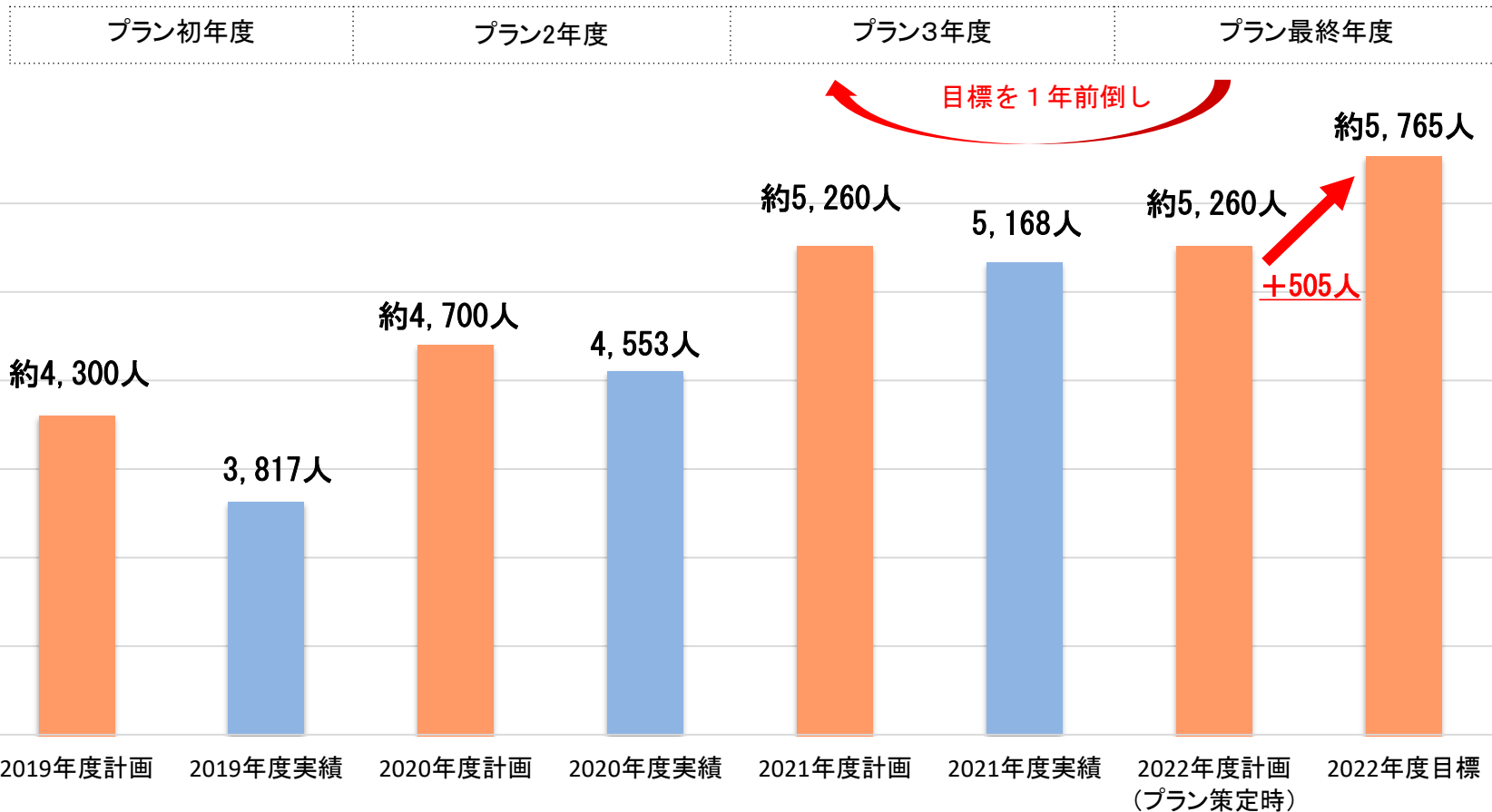
2. 令和4年度の配置目標

➤ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度の児童福祉司等の増員の目標は以下のとおりとする。

・新プランでは、4年間で2,020人程度増員することを目標としていたことから、同プランの計画期間である4年間で平均的に達成させる場合に必要となる505人の増員を目標とする。

※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標とする。（約2,150人→約2,348人）

※これらの目標を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。



令和4年度における児童福祉司等の配置目標等について③

3. 課題・新たな状況の変化

- 現行の児童福祉法施行令等に基づく配置標準の算出方法は特に都市部において人口あたりの児童虐待相談対応件数が多い実態に合っているかを検討する必要がある。
- 児童相談所の体制強化に関し、今後想定される新たな状況の変化として児童福祉法改正等に伴う児童相談所の役割の増加（一時保護時における司法審査の導入、子どもの権利擁護に関する手続きの導入等）に対応する必要がある。

4. 今後の検討

- 上記課題・新たな状況の変化も踏まえて、令和5年度以降に向けて次の事項を検討することが必要である。
 - ① 児童福祉司等の配置標準の算出方法
 - ② 次期プラン策定も含めた児童虐待防止対策体制強化に関する計画
- ①については、今年度の調査研究において児童福祉司の勤務実態について把握し、地方自治体の意見を踏まえつつ検討予定。

<参考> 現行の配置標準の算出方法 ※以下の合計の数以上であって、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮して設定

①各児相の管轄人口 ÷ 3万人

政令 1号イ



② {各児相の虐待相談対応件数 - (省令で定める人口1人当たり件数 (0.001) × 各児相管轄人口)} × 1/40

政令 1号ロ (1)

政令 1号ロ (2)

政令 1号ロ



③里親養育支援加配として児相数

政令 2号



④市町村支援加配として管轄市町村数 (児相設置の市を除く) × 1/30

政令 3号